国有林林道等交通安全指導業務仕様書

1. 一般事項

国有林林道等の交通安全の確保については、従来から適切な措置を講ずるよう努めてきたところであるが、近年における利用の急激な増加により交通事故の発生する機会が増加しており、交通安全対策を一層充実させることが必要となっている。

いうまでもなく林道は、木材搬出路等として奥地山間部に位置し、規格・構造的に一般道路と異なる態様のものであるため、通行の安全を確保するためには細心の留意が必要であるが、利用者の中にはこの点の認識を欠く者が少なくない実情にある。

このような実情にかんがみ、国有林林道等の利用の実態動向等を十分に把握し、利用者の理解と協力を得て交通安全確保の徹底を期していく必要がある。

このため、利用頻度の高い路線、レクリエーションの森等へ通じる路線、林道交通安全確保のため特に必要と認められる路線等において、国有林林道等の交通安全対策の一環として林道通行に関する実態調査、安全指導、安全意識の高揚等に関する業務の充実を図らなければならない。

本業務は、関東森林管理局管内一円の国有林林道等を対象に実施し、交通安全指導、安全チラシの作成・配布、のぼり旗の作成・設置、林道連絡協議会の開催、林道損害賠償責任保険の加入、林道上で発生した交通事故の調査・分析を実施する。

なお、本業務は、「国有林林道等交通安全指導業務内訳書」(以下「内訳書」という。)及び本仕様書に基づき実施するものとし、内訳書及び本仕様書に該当する事項について関東森林管理局、各森林管理(支)署及び各事務所等(以下「森林管理署等」という。)と各々十分打ち合わせを行い、その内容については書面(様式は任意)により遅滞なく報告すること。

2. 交通安全指導

- (1)交通安全の呼びかけ
 - ①宣伝カーによる交通安全の呼びかけは、別添1「国有林林道等交通安全指導業務対象路線一覧表」に示す路線において実施すること。
 - ②宣伝カーによる交通安全の呼びかけは、林道利用者への交通事故防止のための注意 事項等を、林道上を時速 10km 程度で走行し、スピーカーにより呼びかけるものとする。
 - ③宣伝カーには林道交通安全への注意を喚起する標語等を掲示して、宣伝効果を高めるものとする。
 - ④ 林道利用者に対しては、後述の安全チラシを手渡し内容説明するなど、直接注意を喚起するものとする。
 - ⑤呼びかけの実施に際しては、別添1備考欄の実施希望時期を基に、森林管理署等と経路及び呼びかけ内容、実施時期等について十分な打合せを行い実施すること。
 - ⑥対象路線が工事、災害等により通行できない等の事態が生じた場合は、すみやかに該 当森林管理署等及び監督職員に報告し、指示を受けること。
 - ⑦呼びかけ実施後は1ヶ月以内を目処に様式1「業務実施結果報告」を森林管理署等へ 提出し、確認を受けること。

(2) 安全チラシの作成及び配布

- ①安全チラシの内容は、イラストや図表等を使用して視覚的に分かり易くしたもので、関東森林管理局の名称を記したものとする。
- ②チラシの記載内容については、受注者がデザイン、構成等を考案し監督職員と協議の うえ決定し、作成すること。チラシの規格は携帯しやすい B4 版、両面カラー印刷、観音 折を想定しているが、デザインに合わせて変更可能とする。
- ③安全チラシは、1,000 部作成し、交通安全の呼びかけ等の際に林道通行者に配布する ほか、地域の関係諸団体等へ配布するものとする。配布の内訳を団体等ごとにとりまと め、監督職員あて提出すること。

(3) 林道交通安全のぼり旗の作成及び設置

- ①のぼり旗は縦 150cm、横 45cm、設置ポールは 2.4m を標準とし、関東森林管理局の名称を記し、林道交通安全への注意喚起するものを 150 本作成し、設置すること。
- ②のぼり旗の規格及び記載内容については、受注者がデザイン、構成等を考案し監督職員と協議のうえ決定し、作成すること。
- ③設置箇所については当該森林管理署等と打ち合わせて行うこととし、国有林内の林道 ゲート設置箇所等人目につきやすい場所に、概ね1年間の風雨、破損に耐えるよう固 定、設置するものとする。
- ④交通安全の呼びかけ対象路線において過去に設置されたのぼり旗が、破損等をしているものは撤去し、新しいのぼり旗と交換すること。
- ⑤路線毎の設置・交換本数を取りまとめ、監督職員あて提出すること。なお破損し、除去したのぼり旗の処分費用は、受注者の負担とする。

(4) 林道連絡協議会の開催

請負事業体等国有林林道等を使用する頻度が多い者、市町村及び地域の関係団体、森林管理署等に対し林道連絡協議会を開催し、林道の交通安全に対する理解と協力を求める。併せて地元警察署等にも協力を仰ぎ、交通安全に対する講話等を実施し、交通安全諸対策を推進するものとする。

なお、協議会は森林管理署等の会議室または地元公共施設において開催するため、会場借り上げに要する費用は計上しない。上記会場が使用できない場合等で、別途会場を借り上げる際の費用及び会場設営費等は受注者の負担とする。

協議会の開催場所等は、監督職員と協議を行ったうえ決定すること。当初契約時は群馬県前橋市を想定しているが、具体的な開催の場所、時期、内容等については、該当する森林管理署等と十分に打ち合わせを行い、開催日時等が決定した際は、監督職員あて報告するものとする。開催場所の変更は契約変更の対象とする。

3. 林道損害賠償責任保険の加入

関東森林管理局管内の林道等の全路線(別添2「賠償責任保険対象路線集計表(林道、林業専用道、作業道、治山資材運搬路、保安林管理道)」のとおり)を対象に、当該路線の管理者の瑕疵責任に帰する交通事故が発生し、第三者に対し損害を与えた場合のセーフティーネットとして、以下に示す内容の林道損害賠償責任保険へ加入するとともに、該

当する事故が発生した場合の保険事務処理を行う。

なお、保険加入後、速やかに保険加入証書等の関係書類の写しを監督職員あて提出すること。

- ①保険の被保険者は林道等の管理者(森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長)とする。
- ②保険期間は1年間とする。なお保険期間の開始日は、令和6年4月1日とする。
- ③てん補限度額は、別添2「林道等の全路線・延長を対象とした賠償責任保険内容」のと おりとする。
- ④林道損害賠償責任保険の保険料の支払いは、受注者が行うものとする。

4. 林道における交通事故の調査・分析等

(1) 林道における交通事故の実態報告

当該年度の林道における交通事故の実態について、概況、件数及び死傷者数、形態別・原因別内訳等を取りまとめ任意様式により報告すること。

(2) 林道交通事故の調査・分析

契約期間中に、対象路線で発生した林道交通事故について、事故の内容、原因等を調査・分析し、今後の対処方針を取りまとめ、監督職員あて提出すること。

5. 業務上の交通安全管理

受注者は本業務の実行にあたっては、交通安全に関する諸法令を遵守し、交通災害の防止を図らなければならない。

6. 業務報告等

- (1)業務が終了した時は、業務契約第6条に基づき以下の各事項を取りまとめ、森林管理署等林道担当者の確認を経たうえで、監督職員あて報告すること。監督職員の確認後、 それらを取りまとめた報告書を作成し、局1部を電子データとともに提出すること。
 - ①業務実施結果報告書(様式1)
 - ②業務日誌(様式2)
 - ③2. 交通安全指導の実施状況がわかる写真
 - ④その他、監督職員の指示する資料
- (2) 本業務で作成される報告書の権利は、発注者に帰属する。
- (3)受注者は、業務上知り得た情報等について、第三者に漏洩させない義務を負うものとする。

7. その他

本業務の実施にあたっては、森林法、国有林野の管理経営に関する法律、国有林野管理経営規定、その他関係法令を遵守して行うほか、監督職員の指示を受けること。

また、森林管理署等の林道担当者と入念に打合せを行い、その打合せ記録を書面により監督職員に提出すること。

業務実施結果報告書

令和 年 月 日

森林管理(支)署長

殿

(住所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

業務名:

上記業務に係る貴署管内の業務について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 実施期間 令和 年 月 日~令和 年 月 日
- 2 実施内容 別添資料のとおり。(業務日誌及び実施状況写真等)
- ※その他必要事項及び特記事項を記載のこと。

	実施結果確認欄
確認月日	
確認者	

- ※①実施結果確認は林道担当者(総括森林整備官もしくは土木担当者等)が行う。
- ※②実施結果確認は各署に実施結果報告に行った際に行うこと。
- ※③確認を受けた表紙の写しを、局報告書に添付すること。

業務日誌

N	
IN	n

調本去	
加且有	

月日	天候	森林管理 署等名	路線名	作業時間	業	務	内	容	備	考

[※]安全指導の活動記録について路線毎にとりまとめること。